

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	富山県小矢部市

小矢部市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 小矢部市産業建設部農林課
所 在 地 富山県小矢部市本町 1 番 1 号
電 話 番 号 0766-67-1760
F A X 番 号 0766-67-5009
メールアドレス nourin@city.oyabe.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、ハクビシン、タヌキ、ニホンジカ、ツキノワグマ
計画期間	令和7年度～令和10年度
対象地域	富山県小矢部市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）※令和7年1月現在

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	金額：216.4万円 面積：2.23ha
カラス	農作物全般	金額：0万円 面積：0ha
ハクビシン	農作物全般	金額：0万円 面積：0ha
タヌキ	農作物全般	金額：0万円 面積：0ha
ニホンジカ	農作物全般	金額：0万円 面積：0ha
ツキノワグマ	人身被害	件数：0件

(2) 被害の傾向

①イノシシ イノシシによる主な被害は、収穫期における水稻ほ場や畦畔の踏み荒らしである。被害区域は市内中山間地域全域のほか、平地においても被害が拡大しつつある。捕獲頭数に関しては、直近10年間で最多である令和元年度の540頭に比べ大きく減少し、近年は約200頭～300頭程度で推移している。 ②カラス 近年、農作物被害の報告はないものの、市内全域で被害が懸念される。 ③ハクビシン、タヌキ 市内全域で家屋侵入等の生活環境被害の報告がある。今後、農作物被害も併せて懸念される。 ④ニホンジカ 市内中山間地域での目撃情報がある。県内全域での個体数増加が危惧されており、今後の農作物への被害が懸念される。
--

⑤ツキノワグマ
ツキノワグマによる被害は、現在のところ発生していないが、春から秋にかけて中山間地域で目撃情報や痕跡情報が報告されており、今後も人的被害が発生しないように警戒を行う必要がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度） ※令和7年1月時点	目標値（令和10年度）
イノシシ	水稲 金額：216.4万円 面積：2.23 ha	水稲 金額：108万円 面積：1.1ha
カラス	—	農作物 金額：0万円 面積：0ha
ハクビシン	—	農作物 金額：0万円 面積：0ha
タヌキ	—	農作物 金額：0万円 面積：0ha
ニホンジカ	—	農作物 金額：0万円 面積：0ha
ツキノワグマ	—	人身被害 件数：0件

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲隊及び鳥獣被害対策実施隊を編成し、箱わなによる捕獲を行う。	有害鳥獣捕獲隊員及び鳥獣被害対策実施隊員の高齢化による人員不足が課題となっている。 新たな捕獲の担い手の確保、また、ICT技術等を活用した効率的な捕獲制度の確立等対策が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	国交付金や県補助金を活用し、侵入防止柵の整備を進めてきた。 また、平成22年度より小矢部市鳥獣害防止対策推進事業補助金を設立し、現在も継続して電気柵や恒久柵の整備に取り組んでいる。	電気柵延長に伴い、草刈り等の維持管理にかかる地域への負担が増加している。また、地域の高齢化による維持管理に係る人員不足も懸念される。 効率的な侵入防止柵の設置のために、周辺の地域共同での設置計画を立てる必要がある。

	○過去4年間の侵入防止柵の整備実績 ・電気柵 令和3年度 6,890m 令和4年度 6,795m 令和5年度 9,218m 令和6年度 5,100m (令和7年1月現在) ・恒久柵(ワイヤーメッシュ柵) 令和3年度 3,720m 令和4年度 6,385m 令和5年度 3,418m 令和6年度 2,840m (令和7年1月現在)	
生息環境管理その他 の取組	クマによる人身被害防止のため、放任果樹の伐採について、令和6年度に補助金制度を新設した。	新たな制度であり、市民の認知度が低いため、更なる周知が必要となる。

(5) 今後の取組方針

小矢部市における令和3年度から令和6年度(令和7年1月)までの平均被害金額は204万円、平均被害面積は2.19haとなっている。この数値は、平成29年度から令和2年度の平均値である330万円、3.95haから比べると、30%以上の減少となっており、継続した侵入防止柵の設置事業等の効果があったと考えられる。

今後は引き続き、侵入防止柵の延長等の被害対策事業を行っていくと同時に、捕獲の担い手の高齢化による、人員不足に対応するため、ICT技術等を活用した効率的な有害鳥獣の捕獲制度の設立を目指す。

ほかにも、ツキノワグマによる人身被害対策として、令和6年度より本市で導入した放任果樹伐採補助金制度を活用し、市内で被害の出ないような環境づくりを行う。

今後の計画

- ①被害軽減のための情報提供、研修会の開催
- ②被害防除対策の推進
- ③狩猟後継者の育成
- ④野生鳥獣の生息環境の整備
- ⑤個体数管理

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

小矢部市有害鳥獣捕獲隊を編成し、捕獲檻の設置による捕獲を実施する。また、市職員及び、被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者の中から小矢部市有害鳥獣対策実施隊員を任命し、年間を通じたパトロールでの情報収集や緊急出動による捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度	イノシシ カラス ハクビシン タヌキ ニホンジカ ツキノワグマ	・ 鳥獣被害防止研修会の実施 ・ 狩猟免許取得の推進 ・ わな機材の導入 ・ ICT 機器の導入
8年度	イノシシ カラス ハクビシン タヌキ ニホンジカ ツキノワグマ	・ 鳥獣被害防止研修会の実施 ・ 狩猟免許取得の推進 ・ わな機材の導入 ・ ICT 機器の導入
9年度	イノシシ カラス ハクビシン タヌキ ニホンジカ ツキノワグマ	・ 鳥獣被害防止研修会の実施 ・ 狩猟免許取得の推進 ・ わな機材の導入 ・ ICT 機器の導入
10年度	イノシシ カラス ハクビシン タヌキ ニホンジカ ツキノワグマ	・ 鳥獣被害防止研修会の実施 ・ 狩猟免許取得の推進 ・ わな機材の導入 ・ ICT 機器の導入

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
①イノシシ 富山県イノシシ管理計画に基づき、個体数調整捕獲を実施する。 過去4年間の捕獲実績を考慮し、被害額を現在から50%減少させる計画を達成するため、令和10年度の捕獲頭数が500頭となる計画とする。

捕獲実績：令和３年度 188頭、令和４年度 290頭 令和５年度 269頭、令和６年度 239頭（令和７年１月時点） 令和３～令和６年度 平均246頭 ②カラス カラスの生息数は市内に大きなねぐらもないことから横ばいであると考えられる。そのため捕獲計画数は過去４年間の捕獲実績の平均である30羽とする。 捕獲実績：令和３年度 30羽、平成４年度 52羽、 令和５年度 33羽、令和６年度（令和７年１月時点） 12羽 ③ハクビシン ハクビシンについて現在捕獲対策は行っていないが、市内の出没状況等を考慮して５頭とする。 捕獲実績：令和３年度 ３頭、令和４年度 １頭 令和５年度 ２頭、令和６年度（令和７年１月時点） ２頭 ④タヌキ タヌキについて現在捕獲対策は行っていないが、市内の出没状況等を考慮して５頭とする。 捕獲実績：令和３年度 ２頭、令和４年度 ０頭 令和５年度 １頭、令和６年度（令和７年１月時点） １頭 ⑤ニホンジカ 目撃情報あるが被害報告はない。 今後、個体数が増加し、スギ新植地での被害が予想されるため、富山県ニホンジカ管理計画に基づき、５頭とする。 ⑥ツキノワグマ ツキノワグマについては、富山県ツキノワグマ管理計画に基づき、人とクマの緊張感のある共存関係の構築を目指すこととしている。捕獲においても、被害状況等に留意し、人身被害が発生する恐れがある場合のみとするため、人身被害を０件とする計画とする。
--

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
カラス	30	30	30	30
イノシシ	500	500	500	500
ハクビシン	5	5	5	5
タヌキ	5	5	5	5
ニホンジカ	5	5	5	5
ツキノワグマ	※	※	※	※

※富山県ツキノワグマ管理計画に基づく

捕獲等の取組内容
有害鳥獣については、春季から秋季の農作物被害が多発する期間において必要に応じて捕獲を行うほか、農作物以外であっても実際に被害が発生している場合には冬季であっても捕獲を行う。 なおツキノワグマについては、年間を通じて定期的なパトロールを実施し人身被害を未然に防ぐ。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	・電気柵（2段） 15,000m ・耐雪型恒久柵 5,000m ・設置型 グレーチング 4.0m	・電気柵（2段） 15,000m ・耐雪型恒久柵 5,000m	・電気柵（2段） 15,000m ・耐雪型恒久柵 5,000m	・電気柵（2段） 15,000m ・耐雪型恒久柵 5,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度	イノシシ カラス ハクビシン タヌキ ニホンジカ ツキノワグマ	・地域において講演会、現地研修会の開催などによる、正しい管理方法の普及 ・地域住民による草刈りの徹底
8年度	イノシシ カラス ハクビシン タヌキ ニホンジカ ツキノワグマ	・地域において講演会、現地研修会の開催などによる、正しい管理方法の普及 ・地域住民による草刈りの徹底

9 年度	イノシシ カラス ハクビシン タヌキ ニホンジカ ツキノワグマ	・地域において講演会、現地研修会の開催などによる、正しい管理方法の普及 ・地域住民による草刈りの徹底
10 年度	イノシシ カラス ハクビシン タヌキ ニホンジカ ツキノワグマ	・地域において講演会、現地研修会の開催などによる、正しい管理方法の普及 ・地域住民による草刈りの徹底

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

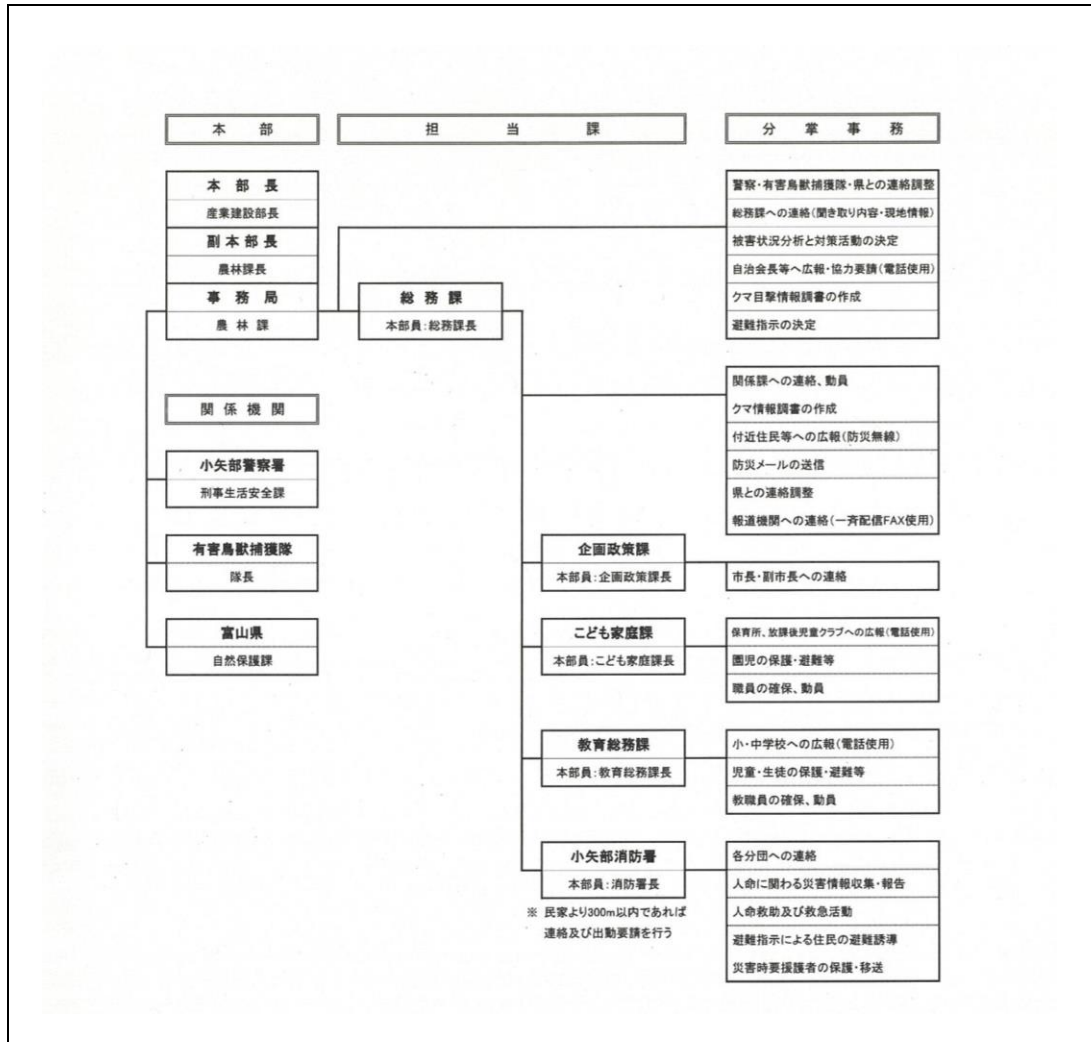
年度	対象鳥獣	取組内容
7 年度	イノシシ カラス ハクビシン タヌキ ニホンジカ ツキノワグマ	・放任果樹の除去推進 ・広報活動による被害防止の啓発の推進
8 年度	イノシシ カラス ハクビシン タヌキ ニホンジカ ツキノワグマ	・放任果樹の除去推進 ・広報活動による被害防止の啓発の推進
9 年度	イノシシ カラス ハクビシン タヌキ ニホンジカ ツキノワグマ	・放任果樹の除去推進 ・広報活動による被害防止の啓発の推進
10 年度	イノシシ カラス ハクビシン タヌキ ニホンジカ ツキノワグマ	・放任果樹の除去推進 ・広報活動による被害防止の啓発の推進

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
小矢部市	関係機関との連絡調整、被害状況分析、住民への広報、避難指示・誘導
小矢部警察署	現場確認調査、周辺パトロール
小矢部市鳥獣被害対策実施隊	加害鳥獣の捕獲・駆除、痕跡等の確認、専門的知見による他関係機関への助言
富山県自然保護課	捕獲許可証の発行、連絡体制の整備、知識の提供と普及啓発

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、捕獲者による自家消費、捕獲現場での埋設、処理施設での焼却及び学術研究への利用とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	獣肉を新たなジビエ料理等としての活用に関して、獣肉処理施設への提供を検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、学術研究等)	野生獣に係わる関連施設による情報交換の場を造成するとともに、県内イノシシの疾病調査を行い、野生獣衛生対策の推進に取り組む。

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	小矢部市有害鳥獣対策協議会
--------------	---------------

構成機関の名称	役割
小矢部市農林課	協議会の運営
小矢部市有害鳥獣捕獲隊	捕獲に関する指導
富山県高岡農林振興センター 企画振興課	被害防止に関する指導及び情報提供
富山県西部森林組合高岡支所	森林施業、林業関係者との調整
高岡地域農業共済組合	農業者への指導及び調整
いなば農業協同組合	農業者への指導及び調整
自治会代表	住民との調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
富山県農村振興課	鳥獣害防止対策事業、農産物被害の取りまとめ
富山県自然保護課	被害対策、野生鳥獣の情報提供、指定管理鳥獣捕獲等事業との連携等
小矢部警察署	人身被害に対する連絡体制の構築、ツキノワグマ出没時の現地調査等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

小矢部市職員、被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる
者で構成されている。
実施隊員は対象鳥獣の捕獲及び被害防止に関する指導を行うものとする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、各関係機関、近隣市町村の対策協議会と情報交換
を図り広域的な連携体制を整える。